

# 社会医療法人きつこう会並びにきつこう会健康保険組合が

## 共同で実施する健康診査事業の公表について

きつこう会健康保険組合  
理事長 小川 仁

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用——については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。きつこう会健康保険組合では、健康診査事業について、社会医療法人きつこう会と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名について、次のように公表いたします。

### 1. 社会医療法人きつこう会との健康診査事業の共同実施について

- ・当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、母体企業である社会医療法人きつこう会とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

### 2. 共同利用する健診データ項目について

- ・社会医療法人きつこう会が行う労働安全衛生法に定める健診項目（法定健診）、特定健診項目（質問票含む）、オプション検査等の付加検査項目

### 3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・社会医療法人きつこう会法人本部管理本部総務部総務課及びきつこう会健康保険組合役員

### 4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・社会医療法人きつこう会法人本部管理本部総務部総務課においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、きつこう会健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。
- ・具体的健診データの利用は、総務課にデータ保存し、当法人産業医の判定と指示にした

がって、当法人保健師による健康相談、健康指導を実施します。

- きつこう会健康保険組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、社会医療法人きつこう会法人本部管理本部総務部総務課とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。
- 具体的健診データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、事業主の産業医、保健師による健康相談、健康指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備群を、健診データを基に抽出し、健康教育を行います。

## 5. 健診結果データの管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名

社会医療法人きつこう会

大阪市港区南市岡 1 丁目 2 番 5 号

理事長 多根 一之

管理責任者 総務部長

きつこう会健康保険組合

大阪市港区南市岡 1 丁目 6 番 1 8

メゾンアンジュ 2 0 5

理事長 小川 仁

管理責任者 常務理事